

議案第 2 号

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 1 2 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

杉並区印鑑条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「成年被後見人」の次に「（法定代理人（復代理人を除く。以下同じ。）が同行した上で、印鑑の登録を受ける意思を区長が確認できた者（以下「意思確認成年被後見人」という。）を除く。）」を加える。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人である場合にあっては、法定代理人が同行した上で、印鑑を提示して、印鑑登録申請書により、自ら区長に申請しなければならない。

第 5 条第 1 項中「前条本文」を「前条第 1 項本文」に、「又は同条ただし書」を「同項ただし書」に改め、「ものであること」の次に「又は前条第 2 項の規定による申請があつたときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであること」を加え、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、当該登録申請者が成年被後見人である場合にあっては、法定代理人を同行させた上で確認を行うものとする。

第 5 条第 3 項第 2 号を削り、同項中第 3 号を第 2 号とする。

第 6 条中「又は」を「若しくは」に改め、「ものであること」の次に「又は登録申請者が本人であること及び申請が本人の意思に基づくものであること」を加える。

第 9 条第 1 項中「代理人」の次に「（印鑑の登録を受けた者が意思確認成年被後見人である場合にあっては、法定代理人に限る。）」を加える。

第 1 0 条中「き損」を「毀損」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者が意思確認成年被後見人である場合にあっては、法定代理人が同行した上で申請しなければならない。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者が意思確認成年被後見人である場合にあつては、法定代理人が同行した上で届け出なければならない。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者が意思確認成年被後見人である場合にあつては、法定代理人が同行した上で申請しなければならない。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者が意思確認成年被後見人である場合にあつては、法定代理人が同行した上で申請しなければならない。

第16条第1項中「登録申請者」の次に「（成年被後見人を除く。）」を、「印鑑登録者」の次に「（意思確認成年被後見人を除く。）」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、「を代理人」の次に「（登録申請者が成年被後見人である場合にあつては、法定代理人）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 登録申請者が成年被後見人である場合又は印鑑登録者が意思確認成年被後見人である場合にあつては、第5条第2項及び第10条の申請等を自ら行うことができないときは、法定代理人により行うことができる。

第20条中「印鑑登録者」の次に「（規則で定める者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

印鑑の登録を受けることができる者の範囲を改める等の必要がある。

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|--|--|
| <p>(登録資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 成年被後見人<u>（法定代理人（復代理人を除く。以下同じ。）が同行した上で、印鑑の登録を受ける意思を区長が確認できた者（以下「意思確認成年被後見人」という。）を除く。）</u></p> | <p>(登録資格)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 成年被後見人_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> |
| <p>(登録申請)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人である場合にあつては、法定代理人が同行した上で、印鑑を提示して、印鑑登録申請書により、自ら区長に申請しなければならない。</u></p> | <p>(登録申請)</p> <p>第4条 略</p> |
| <p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 区長は、<u>前条第1項本文の規定</u>による申請があつたときは、当該登録申請者が本人であること、<u>同項ただし書</u>の規定による申請があつたときは、当該申請が本人の意思に基づくも</p> | <p>(登録申請の確認)</p> <p>第5条 区長は、<u>前条本文</u>の規定による申請があつたときは、当該登録申請者が本人であること、<u>又は同条ただし書</u>の規定による申請があつたときは、当該申請が本人の意思に基づくも</p> |

のであること又は前条第2項の規定による申請があつたときは、当該登録申請者が本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

2 区長は、郵送その他適当と認める方法により、登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び規則で定める書類を登録申請者に持参させることによつて前項の規定による確認を行うものとする。ただし、当該登録申請者が成年被後見人である場合に於ては、法定代理人を同行させた上で確認を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、そのいずれかの文書によつて、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認を行うことができる。

(1) 略

(2) 略

4 略

(印鑑の登録)

のであること _____

_____を
確認しなければならない。

2 区長は、郵送その他適当と認める方法により、登録申請者に対して文書で照会し、その回答書及び規則で定める書類を登録申請者に持参させることによつて前項の規定による確認を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、区長は、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、そのいずれかの文書によつて、登録申請者が自ら申請した場合の本人であることの確認を行うことができる。

(1) 略

(2) 東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、既に印鑑の登録を受けている者が、その印鑑登録証明書を添えて、登録申請者が本人であることを書面で保証したとき。

(3) 略

4 略

(印鑑の登録)

亡失したときは、印鑑登録証亡失届により、区長に直ちにその旨を届け出なければならない。ただし、当該印鑑登録者が意思確認成年被後見人である場合にあっては、法定代理人が同行した上で届け出なければならない。

(登録廃止の申請)

第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、区長に申請しなければならない。ただし、当該印鑑登録者が意思確認成年被後見人である場合にあっては、法定代理人が同行した上で申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、区長に直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。ただし、当該印鑑登録者が意思確認成年被後見人である場合にあっては、法定代理人が同行した上で申請しなければならない。

(代理人)

第16条 登録申請者(成年被後見人を除く。)又は印鑑登録者(意思確認成年被後見人を除く。)が、第5条第2項、第10条、第11条及び第14条の申請等を自ら行うことができないと

亡失したときは、印鑑登録証亡失届により、区長に直ちにその旨を届け出なければならない。

(登録廃止の申請)

第14条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、区長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、区長に直ちに当該印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。

(代理人)

第16条 登録申請者_____又は印鑑登録者_____が、第5条第2項、第10条、第11条及び第14条の申請等を自ら行うことができないと

きは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。

2 登録申請者が成年被後見人である場合又は印鑑登録者が意思確認成年被後見人である場合にあつては、第5条第2項及び第10条の申請等を自ら行うことができないときは、法定代理人により行うことができる。

3 前2項の場合において、第5条第2項の回答書の持参を代理人（登録申請者が成年被後見人である場合にあつては、法定代理人）が行うときは、当該代理人は、登録申請者及び当該代理人に係る書類であつて規則で定めるものを持参しなければならない。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者（規則で定める者を除く。）は、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システ

きは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。

2 前項 の場合において、第5条第2項の回答書の持参を代理人_____

_____が行うときは、当該代理人は、登録申請者及び当該代理人に係る書類であつて規則で定めるものを持参しなければならない。

（多機能端末機による印鑑登録証明の申請等）

第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者_____は、多機能端末機（民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システ

ム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

ム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。